

令和二年十一月二十七日付け奈良県公報第百五十九号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和三年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（二級基準点測量、UAVレーザ測量及び数値図化（地図情報レベル二五〇））

二 測量の地域 吉野郡十津川村七色から吉野郡十津川村平谷まで

三 測量の期間 変更前 令和二年十一月十七日から令和三年二月二十六日まで
変更後 令和二年十一月十七日から令和三年三月三十一日まで